公告書

公告 第 322 号 令和 2 年 5 月 27 日

規約の一部変更について

令和 2 年 6 月 1 日から当健康保険組合の規約を以下のとおり変更し、新型コロナウイルス感染症の発生など、感染拡大を防止への対応とし理事会・組合会の書面審査を可能とする。

- 1. 第 18 条中「第 2 項」の次に「第 3 項 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。」を加え、第 20 条中「決議があったとき」の次に「又は会議システムにより組合会を開催したとき」を加え、第 22 条中「(5) その他重要事項」の次に「第 2 項 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 19 条第 1 項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。) 第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。) をすることができる。
 - (1) 議員の疾病、負傷
 - (2) 議員に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
 - 第3項 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。」を加え、第23条第2項を次のよう改め、
 - 「会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければ ならない。
 - (1) 会議システムで組合会を開催した旨
 - (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
 - (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
 - (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所」

次に「第3項書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。第4項会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。」を加え、第31条中「理事会の招集」の次に「の手続き」、第

4項の次に「第5項 理事会は会議システムにより開催することができる。」を加え、第33条中「第5項」 の次に「第6項理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。

- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

第7項 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。」を加え、第38条中「健康保険法」、「(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)」を削る。

2.附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

サンデン健康保険組合 理事長 橋本 善夫 印事

新旧条文対照表

新条文 旧条文 第1条~第17条(略) 第1条~第17条(略) (組合会の招集手続) (組合会の招集手続) 第18条 理事長は、組合会の招集を決定したとき 第18条 理事長は、組合会の招集を決定したとき は、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会 は、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会 の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなけれ の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなけれ ばならない。 ばならない。 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに 開会の日時及び場所を記載しなければならない。 開会の日時及び場所を記載しなければならない。 3 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システ ム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下 「会議システム」という。)により開催することができる。 第19条(略) 第19条(略) (組合会の傍聴) (組合会の傍聴) 第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することが 第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することが できる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決 できる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決 議があったとき又は会議システムにより組合会を開催 議があったときは、この限りでない。 したときは、この限りでない。 第21条(略) 第21条(略) (組合会の議決事項) (組合会の議決事項) 第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決 第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決 を経なければならない。 を経なければならない。 (1)規約の変更 (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4)規約及び規程で定める事項 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要事項 (5) その他重要事項 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合

会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求

めることとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。

- (1)議員の疾病、負傷
- (2)議員に係る災害又は交通途絶
- (3)災害等の発生による外出自粛要請
- 3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみ やかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

- 第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開会の目的及び場所
 - (2)議員の定数
 - (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名
 - (4)議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
- 2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議 録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
- (1)会議システムで組合会を開催した旨
- (2)会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互い に表明できる仕組みになっていることが確認されたう えで議案の審議に入った旨
- (3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4)会議システムにより参加した組合会議員の氏 名及び場所
- 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第 1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

(会議録の作成)

- 第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開会の目的及び場所
 - (2)議員の定数
 - (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名
 - (4) 議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
- 2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に 理事長が指名した議員が署名することができる。

第24条~第30条(略)

(理事会の招集の手続き)

- 第31条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、 理事長がその議長となる。
- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1 以上の者から会議の目的である事項を示して理事 会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を 招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、監事に対し理事会への出席を求める場合に準用する。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

第32条(略)

(理事会の議事)

- 第33条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじ め通知を受けた会議の目的である事項について、賛 否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、 理事会に加わることができる
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の 理事でなければ代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の

第24条~第30条(略)

(理事会の招集)

- 第31条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1 以上の者から会議の目的である事項を示して理事 会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を 招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、監事に対し理事会への出席を求める場合に準用する。

第32条(略)

(理事会の議事)

- 第33条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじ め通知を受けた会議の目的である事項について、賛 否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、 理事会に加わることができる
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の 理事でなければ代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の

同意があった場合は、出席して発言することができ る。

- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事 会の開催が困難であると認められるときは、期日を定 めて第3項の規定による書面の提出を求めることと し、理事定数の半数以上を満たす書面の提出があ る場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき 事項について議決(以下「書面による議決」とい う。) をすることができる。
- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみ やかに理事に通知しなければならない。

第34条~第37条(略)

(理事長の専決)

- 第38条 理事長は、施行令第7条第4項の規定 | 第38条 理事長は、健康保険法施行令(大正1 に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分すること ができる。
- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、 次の組合会においてこれを報告し、組合会において 当該事項を決定するに必要な議決数をもって承認 を得なければならない。

同意があった場合は、出席して発言することができ る。

第34条~第37条(略)

(理事長の専決)

- 5年勅令第243号。以下「施行令」という。) 第 7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあ るものを処分することができる。
- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、 次の組合会においてこれを報告し、組合会において 当該事項を決定するに必要な議決数をもって承認 を得なければならない。